

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 2 月 20 日

金 曜 日

第 3874 号

目 次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○保安林の指定予定 2

○有害図書等の指定 3

○堤防と道路との兼用工作物の管理 4

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 2 月 20 日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

富山県公安委員会規則第 1 号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生地警察官駐在所の項及び大布施警察官駐在所の項中「JR 北陸本線」を「あいの風とやま鉄道線」に改め、同表豊田交番の項中「上野新町」の次に、「下富居（あいの風とやま鉄道線以東の区域を除く。）」を加え、同表水橋交番の項、三郷警察官駐在所の項及び広田交番の項中「JR 北陸本線」を「あいの風とやま鉄道線」に改め、同表高岡駅前交番の項中「下関」を削り、同表高岡警察署の項中

清水交番 高岡市蓮美町	赤祖父、泉町、駅南一丁目から駅南五丁目まで、大野、大鋸屋町、鐘紡町、上関、上関町、神田新町、神主町、木津、京田、清水町一丁目から清水町三丁目まで、下黒
----------------	---

	田の一部、下伏間江の一部、新寺町、関、関大町、関本町、関町、大工中町、寺町、問屋町、蓮美町、羽広（通称木津仲町に限る。）、東上関、二塚の一部、芳野
--	---

を

清水交番 高岡市蓮美町	泉町、大鋸屋町、鐘紡町、木津、清水町一丁目から清水町三丁目まで、下関、関町、大工中町、蓮美町、羽広（通称木津仲町に限る。）
新高岡駅前交番 高岡市下黒田	赤祖父、駅南一丁目から駅南五丁目まで、大野、上黒田、上黒田新、上関、上関町、上伏間江、神田新町、神主町、京田、下黒田、下伏間江、十二町分、新寺町、関大町、関本町、寺町、問屋町、西広上、林新、東上関、東藤平蔵、二塚、芳野

に改め、同表二塚警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年3月4日から施行する。ただし、別表第1生地警察官駐在所の項、大布施警察官駐在所の項、豊田交番の項、水橋交番の項、三郷警察官駐在所の項及び広田交番の項の改正規定は平成27年3月14日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第66号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町境字后山 117、字長山 5、6、字熊谷73から75まで、字

池ノ平1の2から1の4まで、1の5（次の図に示す部分に限る。）、1の6から1の8まで、1の9・1の10・1の15・1の33（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第67号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成27年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発行所名	指 定 理 由
19291	書籍	新装版 世界の処刑と拷問	2014. 5. 27	株式会社 笠倉出版社	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
19292	〃	鍵開けマニュアル 第5版	2014. 5. 29	株式会社 データハウス	
19293	雑誌	ヤバすぎ裏グッズ333	2014. 5. 10	株式会社 三オブックス	
19294	〃	ヤバすぎ [検証] 悪い手口124	2014. 9. 10	〃	

富山県告示第68号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター氷見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

二級河川泉川水系泉川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

氷見市島尾1136番2地先から1142番2地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 氷見市

住所 氷見市鞍川1060番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年2月20日から道路の存続する日まで